

インドネシア スンダ海峡津波関連 国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID) 提案募集のご案内(募集要項)

情報が更新される場合は HP (https://www.jst.go.jp/sicp/announce_rapid_6th.html) をアップデートしますので、随時ご確認ください。

I 概要

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、インドネシア政府関係機関と協力して、平成30年12月にインドネシアで被害をもたらしたスンダ海峡津波(以下「スンダ海峡津波」といいます)に関連した緊急を要する研究・調査を支援する国際緊急共同研究・調査支援プログラム(J-RAPID)を実施します。

申請前の情報提供のお願い

全体の支援規模を把握するため、検討中の提案に関する下記の情報を、申請前のなるべく早い段階で、[rapid\(at\)jst.go.jp](mailto:rapid(at)jst.go.jp) まで連絡してください。メールの件名は「J-RAPID 事前申請:(研究機関名)、(氏名)」としてください。

- ・氏名・所属
- ・主要研究項目
- ・インドネシア側の研究代表者の氏名・所属(判明していたら結構です)***

1. 目的と募集分野、インドネシア側協力機関

スンダ海峡津波の被害に関連した研究・調査で、その遂行に緊急性があるものを支援することを目的として、インドネシア研究機関所属の研究者と共同研究・調査を行うこと(※)を合意した日本側研究者を支援します。具体的な研究・調査分野としては、以下のようなものを想定しています。

- リモートセンシング(衛星, 航空機, ドローン)による火山地形変化
- 火山活動の推移
- 山体崩壊に起因する津波の発生メカニズムの解明
- 地震波形データ解析による地すべり起源の津波発生メカニズムの解明
- 非地震性津波(火山噴火や地滑りなど)による津波監視・警報体制の検討
- 海洋レーダによる津波観測及び津波早期警報システムの高度化に関する基礎調査
- 津波遡上及び津波被害の緊急調査(リモートセンシング、現地調査)
- 2018年 Palu 地震津波, 2018年スンダ海峡津波に対する津波情報の実態などが挙げられます。

(純粋な社会科学系・人文科学系の研究は対象としていませんが、地域コミュニティや福祉に関する研究・調査を含むなど、学際的な提案は対象となります。)

○協力を予定しているインドネシア政府機関

- ・RISTEKDIKTI (Ministry of Research, Technology and Higher Education 研究・技術・高等教育省)
- ・BMKG (METEOROLOGICAL, CLIMATOLOGICAL, AND GEOPHYSICAL AGENCY
気象気候地球物理学庁 気候変動大気環境センター)

本プログラムは、インドネシアの研究者との共同研究・調査が支援の対象となりますが、インドネシア政府関係機関(RISTEKDIKTI 等)によるインドネシア側研究者への特別の予算支援はありません(in-kind)。インドネシア側の研究チームの課題実施に必要な経費は、インドネシア側研究チームの所属機関の予算により研究者側で確保する必要があります。また、JST が研究費を提供するのは日本側の研究者です。

2. 応募資格

日本側研究者は、日本国内の大学、研究機関、企業等に所属していることが必要です。

3. 募集期間

受理した順に審査を行い、採否を決定・通知します。平成 31 年 2 月 13 日(水)から平成 31 年 3 月 11 日(月)9:00 まで募集を受け付けます(締切延長)。

4. 採択予定件数

10 件程度を予定していますが、提案の内容及び予算の状況を総合的に判断して決定します。

II プログラムの内容

1. 予算規模

1 課題当たりの予算は 300 万円～500 万円(間接経費 10%を含む)を目安とします。額は研究・調査内容、本事業全体の予算状況、採択課題件数などを考慮して決定します。

2. 期間

研究・調査開始から平成 31 年度末までとします。

3. 契約・相手国側研究機関との調整について

(1) 契約の締結

J-RAPID の実施に当たり、JST は研究代表者の所属研究機関(及び日本側共同研究者の所属機関)と委託研究契約を締結します。応募にあたり所属研究機関の契約担当部署とよくご相談ください。

(2) 知的財産について

研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

(3) 相手国側研究機関との調整について

本プログラムは国際共同研究となりますので、本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないように秘密保持や知的財産の取扱いなどについて本契約等に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講ずるものとしします。

4. 支出費目

(1) 研究費(直接経費)

研究費(直接経費)とは、日本側研究機関の研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費:新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費:研究代表者・研究計画書記載の研究参加者等の旅費。
なお、終了報告会(平成 32 年 1-3 月頃ジャカルタ開催)の出張経費を計上すること。
- c. 人件費・謝金:研究代表者を除く人件費・謝金
- d. その他:研究成果発表費用(論文投稿料等)、機器リース費用、運搬費等

(2) 間接経費

本事業に係わる一切の執行事務手続きを所属研究機関で実施することを前提として、研究費(直接経費)の 10%の間接経費を計上してください。

(3) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

- ・ 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
- ・ 共同研究・調査の期間中に起こった事故等に関連する賠償費用
- ・ その他当該共同研究・調査の実施に関連のない費用
- ・ 研究代表者の所属研究機関から、日本の別研究機関や、インドネシア側研究機関へ研究費を譲渡すること。

J-RAPID に関する委託研究契約、委託研究費の執行管理の方法については、以下のホームページに掲載の科学技術振興機構 委託研究事務処理説明書(共通版、補完版)をご確認ください

い。

<http://www.jst.go.jp/contract/inter/h30/intera.html>

Ⅲ 申請書類の作成・提出

下記の様式に従い、以下の内容を簡潔に記載して提出してください。

- ・ 提案の研究・調査を緊急に実施する必要性、重要性
- ・ 研究能力、技術力、研究資源の相互補完の方法も含めて、両国(複数国)の研究チームが実施する共同研究・調査により期待される付加的な価値、社会へのインパクト
- ・ 具体的な共同研究・調査の遂行計画・方法。日本側研究者、相手国側研究者それぞれの役割分担
- ・ 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- ・ 現在の研究・調査活動や日本と相手国の研究チームの特筆すべき点

1. 申請書類の様式

下記様式を用意しています。

<申請書類>

Form-1 研究課題名(日本語及び英語)、研究代表者、研究・調査期間

Form-2 概要(英語) -100-300words 程度-

Form-3 要旨(日本語)

Form-4 共同研究・調査の概要(日本語) -3ページ以内-

Form-5 日本及び相手国の研究代表者情報(経歴(※))(日本語または英語)

Form-6 日本及び相手国の共同研究者一覧(日本語または英語)

Form-7 経費計画(日本語)

(※)経歴には、教育、研究、所属学会等の基本情報を含めてください。

Form-8 チェックリスト

Form-9 確認書

2. 申請に必要な書類

・上記1項の<申請書類>

・相手国側研究者との研究調査の実施についての合意に関する要件を満たしていることを示す書類(LOI(Letter of Intent)など)。

3. 申請書類の提出

日本側研究者は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて応募してください。

府省共通研究開発管理システム(<https://www.e-rad.go.jp/index.html>)

IV 提案内容の採択

1. 採択手順

外部の複数の専門家等の協力により受理後順次提案の審査を行い、採否を決定します。

2. 審査に当たっての主な基準

審査は、主に下記の項目について行います。

- ・ 制度の趣旨及び対象分野への適合性
提案が、制度の趣旨に合致した緊急性を有するものであり、かつ当該研究・調査を実施するための体制・条件等が整っていること。
- ・ 提案の重要性
提案が、学術的・社会的に重要な研究調査であり、今後の科学技術への貢献や社会への実装展開を期待できること。
- ・ 共同研究・調査の有効性・相乗効果
インドネシア研究者と共同で研究調査を行うことが、内容、緊急性の観点から必要かつ有効であること。十分な協力体制が期待できること。
- ・ 計画の妥当性
計画が、適切な共同研究・調査実施内容、体制、実施規模であること。
- ・ 研究代表者の適格性
研究代表者が、当該研究・調査を推進する上で十分な洞察力又は経験を有しており、当該事業の期間中に継続して共同研究・調査を円滑に推進できること。

3. 結果の通知

選定の結果については、採否にかかわらず本人に通知します。

V 採択後の研究代表者等の責務

提案内容の採択の決定を受けた研究代表者及び所属する研究機関は、国際共同研究・調査の実施及び提供される研究・調査費の執行に当たっては、以下が求められます。

1. 論文・対外発表

共同研究・調査の結果は必ず専門誌、学会やウェブサイトなどを通じて対外発表する。

2. 終了報告

研究・調査期間が終了した時に期間内に実施した共同研究・調査の終了報告を、速やかにJSTに提出する。なお、終了報告書には発表内容(別刷り等)を添付のこと。
終了報告会での成果発表(平成32年1-3月ジャカルタ開催予定)。

VI インドネシア政府による研究許可について

本J-RAPID関連の研究については、インドネシア政府(RISTEKDIKTI)による研究許可査証(リサーチパーミット)申請手続きが、一部簡素化される予定です。詳細については、採択後連絡します。

(参考) <https://frp.ristekdikti.go.id/>

【お問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構 国際科学技術部
〒102-0076 東京都千代田区五番町7番地 K's五番町
火口/ 土井
電話: 03-5214-7375、 FAX: 03-5214-7379
E-mail: rapid@jst.go.jp